ハ　その募集する寄附金に係る会計と他の会計とを区分して経理すること。

ニ　その募集する寄附金の収入の実績並びに当該被災者支援活動に係る活動及び支出の実績について、適時に、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ホ　平成二十六年十二月三十一日が到来した場合、当該被災者支援活動が終了した場合又は不正等の事実があった場合には、それまでに受け入れた当該寄附金の額から当該寄附金のうち当該必要費用に充てられたものの額（同日が到来した場合にあっては、同日後に行う当該被災者支援活動に係る必要費用の額を含む。）を控除した残額について東日本大震災による被害を受けた地方公共団体並びに東日本大震災の被災者の収容及び保護を行う地方公共団体その他これに類する事業を行う地方公共団体に寄附すること。

○財務省告示第百四十四号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十四条第一項に規定する東日本大震災により相当な損害を受けた地域として財務大臣の指定する地域を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月二十七日　　財務大臣　野田　佳彦

都道府県名	指定地域
青森県	全域
岩手県	全域
宮城県	全域
福島県	全域
茨城県	全域
栃木県	全域
千葉県	全域
新潟県	十日町市
長野県	中魚沼郡津南町 下水内郡栄村

○財務省告示第百四十五号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「法」という。）第三十六条第一項に規定する財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日を次のように定めたので、法第三十六条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月二十七日　　財務大臣　野田　佳彦

法第三十六条第一項に規定する財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日は、平成二十四年一月十一日と国税庁長官が国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき平成二十三年三月国税庁告示第八号において別途国税庁告示で定めることとされている期日（同条第二項の規定に基づき税務署長が相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条から第二十九条までの規定により申告書を提出すべき者に係るこれらの申告書の提出期限を延長した場合には、当該提出すべき者については、同項の規定に基づき当該税務署長が指定した期日）とのいずれか遅い日とする。

○国税庁告示第十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十二条第一項（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）に規定する国税庁長官が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定の適用を受けた事業者（同条第二項の規定の適用を受けたものを除く。）については青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件（平成二十三年国税庁告示第八号）に規定する別途国税庁告示で定める期日とし、同条第二項の規定の適用を受けた事業者については同項の規定に基づき税務署長が指定した日とし、これらの事業者でないものについては別途国税庁告示で定める日とする。

平成二十三年四月二十七日　　国税庁長官　川北　力